

**石川県立伝統産業工芸館
指定管理者仕様書**

**石川県商工労働部
令和2年8月**

[目 次]

第1 基本的事項	
1 基本方針	1
2 休館日及び開館時間	1
3 組織体制	1
4 緊急時・非常時の対応	2
5 事業計画書の作成及び提出	2
6 事業報告書等の作成及び提出	2
第2 運営に関する業務	
1 展示及び催物の企画及び運営に関する業務	2
2 利用の促進に関する業務	4
第3 施設等維持管理に関する業務	
1 基本的事項	6
2 清掃業務	7
3 警備業務	8
4 設備維持管理業務	9
5 植栽維持管理業務	10
6 施設等修繕業務	10
7 除雪業務	11
8 物品維持管理業務	11
9 能楽堂別館の管理業務	11
第4 その他	
1 保険加入	11
2 自主事業	11
3 運営会議への参加	12
4 アンケート調査等	12
5 いしかわ事業者版環境ISOの取組み	12
6 引継業務	12
7 県への協力	12
8 協議事項	12
<付属資料>	
施設概要	13
業務別基準	15
施設図面	18
備品一覧表	21
令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画	22

石川県立伝統産業工芸館指定管理者仕様書

本仕様書は、石川県立伝統産業工芸館（以下「工芸館」という。）の指定管理者の業務内容及び管理基準等について定めることを目的とする。

第1 基本的事項

1 基本方針

- (1) 石川県立伝統産業工芸館条例及び石川県立伝統産業工芸館条例施行規則の内容を十分理解し、法令等の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 伝統産業の産地との連携を図りながら、伝統的工芸品に関する展示及び催物を実施することにより、利用者サービスの向上、工芸館の利用の促進及び伝統的工芸品の情報発信の充実など本県における伝統産業の振興を図ること。
- (3) 兼六園や兼六園周辺文化施設等と連携し、兼六園周辺文化の森に相応しい賑わいの創出を図ること。
- (4) 「公の施設」であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利となるような取り扱いをしないこと。
- (5) 利用者等が快適に施設を利用することができるよう適正な管理運営を行うとともに、効果的かつ効率的な運営を行い、管理運営経費の節減に努めること。
- (6) 石川県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱い、管理を徹底すること。
- (7) 県と密接に連携をとりながら管理運営を行うこと。

2 休館日及び開館時間

(1) 休館日

- ・4月～11月は毎月第3木曜日、12月～3月は毎週木曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）
- ・1月1日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
- ・展示替え及び資料整理の期間

(2) 開館時間

午前9時から午後5時まで

(3) 休館日及び開館時間の変更

指定管理者は必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更し、又は休館し、若しくは開館することができる。

3 組織体制

- (1) 指定管理者は、業務の全体を総合的に把握し、調整を行い、責任者となる統括責任者を1名配置し、県との連絡調整等にあたらせること。
- (2) 管理運営業務を実施するために必要な職員及び業務執行体制を確保すること。
- (3) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないよう配慮すること。
- (4) 施設及び業務に精通した職員を確保するとともに、職員の資質向上等に努めること。

4 緊急時・非常時の対応

- (1) 防災、防犯その他不測の事態への対応について、マニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (2) 消防法等の規定により、指定管理者は、消防訓練を行うなど、適正に業務を行うこと。
- (3) 指定管理者は、工芸館の利用者の急な病気、けが等に対応できるよう事務室等に簡易な医療品等を配置しておくとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には、的確な対応が行えるような体制を整えておくこと。
- (4) 事故や災害その他不測の事態の発生時には、迅速かつ的確に対応するとともに、県をはじめ関係機関に通報すること。

5 事業計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度別途県が指示する期日までに、次に掲げる内容を記載した事業計画書を県に提出すること。

- (1) 管理執行体制
- (2) 工芸館における展示及び催物に関する事業計画
- (3) 指定管理業務に係る当該年度の收支予算案
- (4) 施設の利活用等に関する数値目標（利用者数や利用者満足度など）
- (5) その他知事が必要と認める事項

6 事業報告書等の作成及び提出

（1）事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後、速やかに次に掲げる内容を記載した事業報告書を県に提出すること。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、速やかに当該事業報告書を県に提出すること。

- ア 工芸館の管理業務の実施状況
- イ 工芸館の利用状況
- ウ 利用料金（入場料）収入の実績
- エ 工芸館の管理業務に係る経費の收支状況
- オ 展示及び催物に関する事業実施状況
- カ 数値目標に対する実績値や達成状況及びその分析

※ 年1回実施する運営状況評価の対象とし、その評価結果をインターネット等により県民向けに公表します。

- キ その他必要な書類
組織体制、課題分析と自己評価等

（2）その他随時報告等

隨時、県から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合、報告書を作成し、提出すること。

第2 運営に関する業務

1 展示及び催物の企画及び運営に関する業務

指定管理者は、「第1 基本的事項」の「1 基本方針」に基づき、伝統的工芸品に関する展示及び催物として、以下のことを実施すること。

(1) 常設展及び製作工程の展示

- ① 石川県の伝統的工芸品36品目をすべて常設展示する。また、漆器・陶磁器・箔等の製作工程を実物及びパネルで常設展示する。
- ② 現在は、2階の第1展示室、第2展示室及び製作工程展示コーナーを使用して、「衣・食・住・祈・遊・音・祭を彩る美をテーマとした県内伝統的工芸品36品目を展示。漆器・陶磁器・箔等の製作工程を実物及びパネルで紹介」という方法で展示しているが、テーマや展示室の変更などこれに代わる展示方法も可能とする。また、2階の第3展示室では、「黄金の庵」を展示。
- ③ 展示品の調達や入れ替えは、指定管理者が産地組合等と協議の上行う。ただし、産地組合等で手配できない場合は、産地組合等の了解を得た上で、他の事業者等から調達することができる。

※「産地組合等」とは、産地を代表する団体をいい、当該団体を有しない産地については代表的な事業者をいう。

※現在の展示品は産地組合等から無償で借り受けている。
- ④ 展示品を常に監視及び点検し、適切な状態に保つことにより、入場者が快適に観覧できるように管理する。
- ⑤ 展示品には入場者にわかりやすいように説明文等を表示する。また、適宜、職員による説明などを行う。
- ⑥ 展示や伝統的工芸品に関するパンフレットを作成し、入場者に頒布する。日本語版、英語版の2種類を作成し、必要に応じ中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語の訳文を添付する。なお、業務開始時に在庫として残っているパンフレットについては使用することができる。
- ⑦ 逐次、各産地組合等と、展示品の入れ替え更新を協議し、常設展示の充実を図る。また、借用品の台帳を整備するとともに、産地組合等からの借用品に対しては損害保険を掛ける。
- ⑧ 展示方法や展示品を変更する場合は、事前に県と協議する。

(2) その他の展示及び催物

- ① 「(3) 現在の展示及び催物（参考）」を参考に、指定管理者の企画による展示及び催物（以下「伝統産業振興事業」という。）を実施する。
- ② 本県における伝統産業の振興に繋がるものであれば、県内の伝統的工芸品だけの展示等にこだわる必要はない。
- ③ 工芸館の展示室等は、展示替え等の短期間を除き、閉鎖しないこと。
- ④ 伝統産業振興事業の内容が特定の産地や事業者等に有利あるいは不利となるような取り扱いをしないこと。
- ⑤ 伝統産業振興事業の実施に必要な展示品・什器等は指定管理者が調達する。必ずしも産地組合等を通じて調達したり、了解を得る必要はない。
- ⑥ 参加料等を徴収する場合は、適正な額であること。
- ⑦ 伝統産業振興事業の事業計画は毎年度事前に県と協議する。

(3) 現在の展示及び催物（参考）

詳細は、別紙「令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画」を参照。

① 企画展（1階 エントランスホール展示スペース、2階 第4展示室）

ア 令和元年度は年13回開催している。

イ 展示品は、産地組合等から無償で借り受けている。また、展示品には損害保険を掛けている。

ウ 企画展開催ごとにチラシ等の作成などの広報活動を行い、入館者数拡大のための周知を図っている。

② 製作実演・体験（1階 エントランスホール）

ア 石川県の伝統工芸の魅力を伝えるために、入館者が伝統的工芸品の製作実演の鑑賞や製作体験をすることができる事業を実施している。

イ 伝統工芸士による実演や体験の実施については、国及び県指定の伝統工芸士や伝統産業に長年携わる職人を活用しており、土日祝日を中心に原則年間110回開催している。

ウ 各伝統工芸士会と連携を取りながら、できる限り幅広い産地の実演や製作体験を取り入れている。

エ 伝統産業に携わる青年グループを活用する観点から、石川県伝統産業青年会議に委託して年1回体験工房を実施している。

オ 製作体験については、参加費として実費（原材料費等）相当額を徴収している。

③ ライブラリー（1階）

ア 本県の伝統的工芸品に関する図書等を閲覧に供している。

イ セルフサービスのミネラルウォーター専用ボトルを常設している。

④ 休憩コーナー多目的室（1階）

ア 製作体験など各種イベントスペース、打合せ・セミナースペースとして利用している。

2 利用の促進に関する業務

(1) 入館者への案内

① 入館者から館内案内の依頼があった場合は、丁寧に対応する。

② 展示品、伝統産業、周辺文化施設及び観光案内等の問い合わせには誠意を持って対応する。

(2) 入場料の徴収及び減免

展示室に入室する者から入場料を徴収する。なお、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、入場料を減免することができる。

(3) 兼六園周辺文化施設等との連携

① 関係施設のチケット販売

ア 「兼六園・文化施設共通利用券（兼六園+1利用券）」及び「石川県・金沢市文化施設共通パスポート」の販売

入館者に対して当該利用券等を紹介し、購入希望者に販売する。

販売代金は、（公財）石川近代文学館に納入する。

イ チケットの管理

それぞれのチケット（上記アに係る利用券及びパスポートをいう。）を適切に管理し台帳を整備する。また定期的に残数の確認を行う。

② 兼六園周辺文化施設等との連携

兼六園周辺文化施設の1つとして、他の兼六園周辺文化施設等と連携した取組みを行う。

- ア 「兼六園・文化施設共通利用券（兼六園+1利用券）」及び「石川県・金沢市文化施設共通パスポート」等に加盟する。

- イ 兼六園周辺文化の森ミュージアムウイークへの参加

「兼六園周辺文化の森ミュージアムウイーク」の開催に協力する。

- ウ 館長会議に参加する。

- エ その他随時開催されるイベント等に協力する。

③ 県内の観光施設との連携

県内の観光施設と連携した取組みを行う。

- ア JR金沢・加賀・能登ぐるりんパスに加盟する。

- イ (公社)石川県観光連盟発行の「いしかわ観光旅パスポート」に協力する。

- ウ その他の観光パスポート事業等に協力する。

④ 駐車場の管理等

- ア 工芸館駐車場内の「いしかわ支え合い駐車場」、工芸館に備え付けの車椅子は、兼六園入園者からの利用申し込みがあった場合は利用に供する。

- イ 駐車場は能楽堂別館と工芸館の利用者用に区分され、それぞれが管理するものとする。

イベント開催時などの繁忙期における駐車場の利用については、お互いに協力し、利用者の利便向上を図る。

(4) 広報広聴活動

- ① 指定管理者は、ホームページやSNS(Facebook や Instagram 等)、パンフレット等により積極的に広報活動を行い、認知度向上に努め、施設の利用促進を図る。
- ② ホームページは、指定管理者がプロバイダーと契約するなどの方法で開設及び維持管理する。掲載内容については事前に県に確認する。また、ホームページの管理者をホームページに明記する。
- ③ 利用者等からの質問や意見等を受け付けるために、独自のメールアドレスを保有し、ホームページに明記する。
- ④ 屋外看板を設置する場合は、事前に県と協議する。

(5) 利用状況の集計等

① 入館者数等に関する統計

入館者数、展示室への入場者数及び入場料、各種事業の参加人数等について毎日記録し、毎月の状況について、翌月10日までに県に報告する。

② 他施設との連携により販売するチケットに関する統計

兼六園及び兼六園周辺文化施設等との連携により販売するチケットの売り上げや入場者数について記録し、所定の機関に報告する。

第3 施設等維持管理に関する業務

1 基本的事項

指定管理者は、施設及び設備の機能を良好に保つため、施設及び設備の点検、保守等の管理業務を行うこと。なお、一部の業務についてはあらかじめ県の承認を得て、専門の事業者に委託することができる。

また、以下のことを踏まえて維持管理業務を遂行し、利用者の利便性・快適性・安全性の確保に努めるとともに、省エネルギー等、環境にも配慮すること。

- ・関係法令等を遵守すること。
- ・利用者の健康被害を未然に防止するため、施設の環境を安全で、快適かつ衛生的に保つこと。
- ・円滑なサービスを提供するため、施設が有する機能及び性能等を保つこと。
- ・創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な維持管理の実施に努めること。
- ・物理的劣化等による危険・障害等の発見・点検に努めること。
- ・予防保全に努めること。

(1) 用語の定義

- ・点検：建築物等の部分について、損傷、変形、腐食異臭その他の異常の有無を調査することをいう。
- ・保守：建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取り替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- ・運転・監視：施設を機能させるために設備機器を操作し、作動させるとともに、その作動状態を監視、記録することをいう。
- ・修繕：劣化した部位、部材又は機器の性能又は機能を、修理し、又は更新することに当たり、現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替え等を除く。
- ・清掃：施設の美観を保持したり、利用客の快適性確保や健康維持のため、施設内外の環境を清潔に保つ作業をいう。
- ・保安：地震等の自然災害、火災、盗難などから人命や財産を守るために非常用設備の保守や警備を行なうことをいう。

(2) 維持管理計画書の作成

施設等の維持管理業務について、各業務の実施体制、実施工程、点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等の内容を記載した維持管理計画書を、管理開始以前に毎年度作成すること。なお、維持管理計画書の作成にあたっては、「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「共通仕様書」という。）を参考にすること。

(3) 業務記録簿等の作成

業務を実施した際は、業務記録簿等（その内容について法令に定める点検結果報告書等の様式が定められている場合は、様式を使用）を作成すること。なお、業務記録簿等の作成にあたっては、「建築保全業務報告書作成の手引き（平成30年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参考にすること。

(4) 法令等の遵守

指定管理者は、工芸館の維持管理業務の実施にあたっては、次に掲げるもの、その他の関係法令等を遵守すること。また、必要な点検、届出を行うこと。

- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）

(5) 建築基準法第12条に基づく法定点検

指定管理者は、建築基準法第12条に基づく法定点検（建築物の敷地・構造は3年に1回、防火設備、昇降機は年1回）を行い県に報告すること。

(6) 必要な資格の取得

指定管理者は、法令上必要な資格を自らの責任と負担により取得すること（外部委託によることも可とする）。

2 清掃業務

指定管理者は、良好な衛生環境、美観の保持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つため、利用者等の支障にならないよう配慮して清掃業務を行うこと。

(1) 業務内容

指定管理者は、清掃業務に関し日常清掃、定期清掃及び臨時清掃に区分し、これを行うこと。清掃範囲は伝統産業工芸館の館内全て及び敷地内緑地、駐車場とする。ただし、敷地内の能楽堂別館・犀庵の建物、玄関前階段は清掃対象外とする。指定管理者が行う清掃箇所及び清掃回数等は、別紙「清掃基準」を参考に行うこと。ただし、運営上通常閉鎖されている部分については、使用状況に合わせて臨時清掃を行う等、工芸館の稼働状況等に合わせて、適宜調整を行うことができる。特記なき事項に関しては共通仕様書を参考にすること。

(2) 業務要領

① 日常清掃

ア 床清掃

- ・床の除塵及び、拭き掃除を行う。使用機材・方法については、床材の種類・性質等に注意のうえ、共通仕様書を参考に選択すること。

イ トイレ清掃

- ・便器は洗剤と柄付きブラシ等で洗浄し、周囲の金属部分は雑巾等で水拭きの上、乾拭きすること。
- ・便房、洗面台は、周囲を含め雑巾等で水拭きすること。
- ・トイレットペーパー及び石鹼液は点検、補充を行い、ゴミ箱、汚物入れの清掃を行うこと。
- ・汚れの状況により適宜床及び低所壁面の清掃、消毒を行うこと。

ウ 湯沸室清掃

- ・給湯器及び流し台周辺は、雑巾等で水拭きし、茶殻などのゴミは毎日処理すること。
- ・また、適宜、床洗浄、消毒を行うこと。

エ 手垢・ドア汚れ・什器汚れ・ガラス汚れ等清掃

- ・各室ドアのドアノブは、適切な方法で手垢等の汚れを拭き取ること。
- ・エントランスホール、展示室等のテーブル等備品の手垢等の汚れを拭き取ること。
- ・玄関・エントランスホール・窓等のガラスは、内外面を洗剤等により雨垢、手垢等の汚れを拭き取ること。

オ ゴミ箱・吸殻処理

- ・各ゴミ箱のゴミ、その他廃棄物は随時収集し、関係法令に則り適正な方法で処理すること。
- ・館内に設置した灰皿は、吸殻を随時除去し、洗浄のうえ配置すること。

カ フロアマット

- ・フロアマットは、付着した泥土等を取り除くこと（リースの場合は除く）。

キ 外構清掃

- ・緑地・駐車場等は、落ち葉、紙屑等のゴミを拾い掃きすること。
- ・雑草の除去、排水溝内開梁部分の土砂除去を行うこと。
- ・案内看板の泥土、カビ等を取り除くこと。

② 定期清掃

ア 床洗浄（表面洗浄）

- ・日常清掃で良好な床面を維持できない程度の汚れについて、床面全体を洗浄して美観を回復すること。
- ・床材の種類・性質等に注意のうえ、共通仕様書等を参考に適切に行うこと。

イ 床洗浄・研磨・ワックス

- ・表面洗浄で良好な床面を維持できない程度の汚れについて、床面全体を洗浄・研磨し、適正な床維持材の塗布を行い美観を回復すること。

ウ カーペット洗浄補修

- ・日常清掃で良好な床面を維持できない程度の汚れについて、床面全体を洗浄等により汚れを除去し、美観を回復すること。
- ・床材の種類・性質等に注意の上、共通仕様書等を参考に適切に行うこと。

③ その他

- ・空調吹出口については、表面の埃落としを行うこと
- ・天井、照明器具、時計、各種配管類等床面から概ね2m以上の高所については、スス払いをすること。
- ・屋上については、落ち葉等のゴミを除去すること。
- ・埃や汚れが目立つ場合は、清掃基準に特記なき箇所についても適宜清掃を行い、美観の維持に努めること。

3 警備業務

指定管理者は、工芸館の財産及び人身の安全を図るため、監視カメラ（I T V）設備による監視や敷地内の巡視等を行うこと。

(1) 業務内容

① 事務室業務（開館時間）

- ・I T V設備の監視及び操作
- ・緊急事態の通報
- ・多目的トイレの発報対応

② 館内外の巡視業務（開館時間）

- ・館内各室・廊下・階段、その他管理敷地内の巡視
- ・館内各室の消灯確認
- ・館内火気等の点検・確認
- ・異常事態発生時の避難誘導

- ・館内出入口の解錠・施錠
- ・不審者の排除
- ・不審物の処置

(3) 機械警備業務（閉館時間）

基本的には機械警備とし、緊急事態の通報及び発報があった場合に迅速に対応すること。

(2) 設備概要

① I T V設備

- ・防犯カメラ 4箇所
- ・監視用モニター 1箇所（事務室）
- ・デジタルレコーダー（20GB程度）

② 機械警備設備

指定管理者は、以下の仕様により用意すること。

- ・マグネットセンサー 36箇所
- ・カードリーダー 1箇所（最終出口）
- ・その他必要機器一式

(3) その他

- ・I T V設備、その他警備システムに関わる全ての設備について、保守点検業務を行う。
- ・機械警備に関しては、警備会社との長期（リース）契約も可とする。

4 設備維持管理業務

(1) 管理業務の対象範囲

設備維持管理業務の対象範囲は、工芸館に設置されている電気設備、空気調和設備、防災設備、昇降機設備、その他設備全般（音響設備、自動ドア等）とする。

指定管理者は、設備が正常な機能を保持し、利用者が安全、快適に工芸館を使用することができるよう、設備の運転・監視、点検、保守等を行うこと。

(2) 管理業務の基準

- ・電気設備、機械設備、防災設備等の運転監視、日常的な点検及び保守に関する業務を行うこと。また、設備に対して、関連法令等の定めや共通仕様書により、日常点検、定期点検、臨時点検、保守等を実施すること。
- ・業務に当たっては、確実性、安全性、経済性及び環境への影響に配慮すること。
- ・故障等の発生が見込まれる場合は、速やかに修繕工事を行うこと。
- ・設備の運転監視にあたっては、常に最良の状態を維持し、工芸館の安全確保や機能の維持向上及び施設の耐久性の向上を図ること。

(3) 管理業務の内容

① 保守点検業務

別紙「保守点検基準」及び共通仕様書に基づき、日常点検、定期点検を行うこと。

ア 日常点検

- ・現場巡視による各設備の運転状態の点検調整
- ・消耗品の補充及び在庫管理

- ・照明器具、電球等の適切な交換のための補充及び在庫管理
- ・故障発見時の応急措置及び連絡業務

イ 定期点検

- ・機器の定期検査の実施、記録及び点検の立ち会い、報告
- ・電気事業法に基づく電気工作物の保安のための点検、検査
- ・昇降機その他は、建築基準法その他関係法令に基づく点検
- ・消防法による消防設備の保安のための点検、検査
- ・各機器の応急措置、補修、簡易な部品交換、修繕及び塗装

(4) 管理業務の資格者

指定管理者は、管理業務の実施にあたり、以下の資格者を選任すること。

- ア 消防設備（消防法）
・防火管理者（甲種）

5 植栽維持管理業務

(1) 管理業務の対象範囲

敷地内全体の樹木（伝統産業工芸館・能楽堂別館・犀庵の周辺全体）

(2) 管理業務の基準

指定管理者は、工芸館構内の樹木等を美しく保全するため、別紙「植栽維持管理基準」を参考に剪定、害虫防除等を行うこと。

(3) 管理業務の内容

- ア 剪定・刈込み
イ 害虫防除
・捕殺
・葉剤樹幹打ちこみ

樹木葉剤散布は行わないこととするが、指定管理者は害虫の発生状況を把握し、害虫の被害が大きくなる恐れが生じた場合はその状況を県に報告し、対策を協議すること。

ウ 樹木雪吊

雪による植栽への影響を軽減するため、毎年降雪前に植栽の雪吊等を行い、3月中に撤去すること。また、降雪状況に応じて適宜点検、補修をすること。

6 施設等修繕業務

指定管理者は、工芸館の施設等について、日常的に点検を行い、その機能及び美観を維持すること。建築物等の不具合（軽微な場合を除く）を発見した際には、速やかに県に報告すること。

なお、施設及び設備の大規模な修繕や改修を行おうとするときは、県と協議すること。

7 除雪業務

指定管理者は、利用者及び施設管理上の支障がないよう、適宜除雪を行うこと。

なお、除雪作業にあたっては、業務担当者の安全に留意するとともに、歩行者、自動車及び工作物等に損害を与えないように十分注意すること。

8 物品維持管理業務

指定管理者は、工芸館に備え付けの物品について、利用者が快適に使用できるように良好な管理に努めること。

- (1) 県有物品（別紙「備品一覧表」のとおり）については、その一覧表を備え、常に数量、使用場所、仕様及び保守点検の状況等の把握を行うこと。
- (2) 県有物品については、石川県財務規則に基づき管理を行い、廃棄などの異動については、県と協議すること。
- (3) 県有物品の修理については、募集要項中「12 責任分担」に定める責任分担に基づくこと。

9 能楽堂別館の管理業務

工芸館と能楽堂別館は、一体整備されている設備があるため、必要に応じて能楽堂別館の施設の管理を行うこと。

(1) 防火設備管理業務

能楽堂別館に設置されている煙感知器が作動した場合、工芸館事務所に設置されている受信機に通知されるため、指定管理者は速やかに消防署及び能楽堂に連絡すること。

(2) 自家用電気工作物管理業務

能楽堂別館と工芸館は同一の需要設備であるため、一体的に保守管理業務を行うこと。

(3) その他

その他、能楽堂別館と協議の上、効率よい運営を行うこと。

第4 その他

1 保険加入

利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険等に加入すること。

（条件） 対人賠償 1名 1億円

1事故につき 対人賠償 10億円、対物賠償 1,000万円

2 自主事業

(1) 一般的な事項

- ① 自主事業の実施にあたっては、あらかじめ計画書を提出し、県の承認を得ること。
- ② 一般の利用者の妨げとならないこと。
- ③ 参加料等を徴収する場合は、適正な額であること。

(2) ミュージアムショップの運営

以下により、ミュージアムショップを運営すること。

- ・入館者への利便供与に加え、アンテナショップ及び産地振興を目的とする。
- ・産地組合等から調達した伝統的工芸品又はこれに関連する工芸品を商品として取り扱う。
- ・産地組合等とは受託販売契約を締結する。

- ・幅広い産地の商品を取り扱うよう努める。

(現在の運営（参考）)

- ・現行のショップ面積は約60m²。
- ・うち半分（約30m²）は、産地組合等から調達した伝統的工芸品を販売している。
- ・残り半分（約30m²）は、原則として、産地組合等の了解を得て他事業者等から調達した伝統的工芸品のほか、企画展に関連した商品等を販売している。その他の商品（オリジナルグッズ等）を販売する場合は、県と協議することとしている。

(3) その他の自主事業

- ・上記以外の自主事業を実施する場合は、その内容を提案すること。

3 運営会議の開催

指定管理者は、工芸館の運営について検討する伝統産業工芸館運営会議を開催し、提案された意見については、工芸館の管理運営の参考とすること。なお、開催は県と協議し、必要に応じて実施すること。

4 アンケート調査等

指定管理者は、利用者を対象としたアンケート等により、利用者の意見、満足度等を聴取し、サービスの向上や業務改善等に努めること。

5 いしかわ事業者版環境ISOの取組み

指定管理者は、工芸館について、いしかわ事業者版環境ISOに登録し、環境保全活動に取り組むこと。

いしかわ事業者版環境ISOのホームページ

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/iso_business/

6 引継業務

指定管理者は、県又は次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく工芸館の管理が開始できるよう、必要な引継を行うこと。

7 県への協力

指定管理者は、県が主催又は共催する行事について協力すること。

8 協議事項

本仕様書に記載のない事項については、県と協議を行うこと。

施設概要

1 建築概要

名称	石川県立伝統産業工芸館
所在地	石川県金沢市兼六町1番1号
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地下1階 地上2階、塔屋1階
敷地面積	4,111.84 m ²
延床面積	1,643.01 m ²
施設面積	704.41 m ²
1階	810.00 m ²
2階	20.00 m ²
塔屋	108.60 m ²
地下1階	

2 電気設備概要

(1) 自家用電気工作物

ア 設備容量	150 kVA
イ 受電電圧	6,600 V

ウ 設備

・キュービクル式高圧受電盤(屋外)	1 基
・キュービクル式高圧受電盤(能楽堂別館B1)	1 基
・キュービクル式変圧器 6.6KV/210-105V(同上)	1 基
・キュービクル式変圧器 6.6KV/210V(同上)	1 基

エ 分電盤

・工芸館	12 面
・能楽堂別館	4 面

(2) 法的設備

ア 非常放送設備(日常放送と兼用)

・天井埋込スピーカー	5 個
------------	-----

イ 自動火災報知器設備

・差動式分布型感知器	3 個(うち能楽堂別館分 1)
・差動式スポット型感知器	77 個(うち能楽堂別館分 29)
・定温式スポット型感知器	4 個(うち能楽堂別館分 2)
・煙感知器	14 個(うち能楽堂別館分 3)

ウ 誘導灯設備

・誘導標識	1 個
・誘導灯	28 個(うち能楽堂別館分 8)

3 衛生設備概要

(1) 衛生機具設備

- ・洗面水洗(自動水洗)、小便器は感知式自動洗浄
- ・車椅子対応トイレは大型ブース

(2) 給水設備

- ・上水直圧(市水)

(3) 排水設備

- ・排水及び雨水の2系統

(4) 給湯設備

- ・ガス瞬間湯沸し器(給湯室の流し用)

(5) ガス設備

- ・給湯室にガスコンロ1つ。天然ガス

4 空調設備概要

(1) 空調機器設備

- | | |
|---|------|
| ・パッケージエアコン(床置き)
企画展示室・茶室
冷房20kw、暖房22.4kw | 1 台 |
| ・パッケージエアコン(天上カセットタイプ)
西口 | 2 台 |
| ・パッケージエアコン
館長室
冷房4.5kw、暖房4.8kw | 1 台 |
| ・パッケージエアコン
事務室
冷房5.0kw、暖房5.6kw | 1 台 |
| ・エアハンドリングユニット
上記以外をカバー
送風機風量26,000m ³ /h | 1 台 |
| ・吸水式冷温水発生機
冷房115,500cal/h、暖房163,900cal/h
灯油焚き ポンプセットタイプ | 1 台 |
| (2) 換気設備
・トイレ、給湯室、倉庫、休憩室は第三種換気 | |
| (3) 排煙設備
・手動排煙装置:西口、ライブラリー周辺
・自然排煙 | 2 箇所 |

5 警備設備概要

・ITV設備

- | | |
|--------------------|------|
| ・防犯カメラ | 4 箇所 |
| ・監視用モニター(事務室) | 1 箇所 |
| ・デジタルレコーダー(20GB程度) | 1 台 |

6 その他設備概要

(1) 昇降機設備

- | | |
|---|-----|
| ・一般用(油圧式)
機械室、2停止階、30m/min、750kg11人、24時間遠隔監視 | 1 基 |
|---|-----|

(2) 自動ドア設備

- | | |
|------|------|
| ・両開き | 2 箇所 |
| ・片開き | 2 箇所 |

業務別基準

清掃基準

作業種別 対象部位	日常清掃												定期(臨時)清掃								
	床		床以外										床		床以外						
作業対象	硬質床	カーペット	扉ガラス	什器備品	壁・窓台・サイン	スイッチ周り	手摺	衛生陶器	洗面台・鏡	流し台	衛生消耗品	ゴミ容器	ゴミ箱	追加清掃	硬質床	カーペット	壁面・柱等	換気口	窓枠	扉・取っ手、金属類	
作業項目	除塵 モップ拭き	除塵	拭く	除塵又は拭く	除塵又は拭く		洗剤	拭く	洗净	拭く	洗净	補充	洗净	ゴミ・新聞	汚れの目立つ場所	表面洗浄仕上げワックス	部分洗浄(シミ取り)	除塵又は洗浄	除塵	拭く	磨く
玄関	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D		1/D								適	8/Y		8/Y		8/Y	8/Y
エントランスホール	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D		1/D					1/D	1/D	適	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
事務室・館長室	1/2D			1/2D	1/2D	1/2D							1/2D		8/Y		8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
総覧コーナー、生活提案展示コーナー、ミュージアムショップ	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D					1/D	1/D	適	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
廊下	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D					1/D	1/D	適	8/Y		8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
多目的室・ライブラリー	1/D		1/D	1/D	1/D	1/D				1/D				適	8/Y		8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
便所	1/D			1/D	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D		1/D	1/D	1/D	適	8/Y		8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
湯沸室	1/D			1/D	1/D	1/D				1/D						8/Y		8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
EV	1/D		1/D		1/D	1/D	1/D								適	8/Y		8/Y			8/Y
階段	1/D				1/D	1/D	1/D								適	8/Y		8/Y		8/Y	
展示室	1/D	1/D		1/D	1/D	1/D	1/D								適	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
倉庫、非常階段等															適						

カーペット	4/Y 洗浄
天井掃除	1/Y すす払い(天井、照明器具、時計、各種配管等)
ガラス清掃(サッシ含む)	2/Y 水拭き・乾拭き(必要に応じて洗剤使用)
屋上	1/Y 落葉除去
構内	1/2D 落葉、紙くずの除去
//	適 雑草除去、排水溝内開梁部分の泥の除去
屋外看板	1/W 水拭き(必要に応じて洗剤使用)
池	7/Y 水を排出し、ブラシで清掃

※単位:回数/(D=1日、2D=2日 W=1週間 Y=1年)

「適」は、善良な管理者の立場から見て適当な時期の意味

保守点検基準

設備項目	保守・検査作業内容	実施回数	法令等の規定	備考
■環境衛生管理業務				
パッケージ型空調機	フィルター清掃	2/Y		
■設備維持管理業務(電気設備)				
自家用電気工作物	受変電気の損傷、汚損の点検	1/M	電気事業法	
	信号灯、表示灯の点検	1/M	電気事業法	
	機器の異音、振動点検	1/M	電気事業法	
避雷設備(避雷針)	汚れ、損傷、亀裂、変色の点検	1/Y		
	端子部の緩み、断線の点検	1/Y		
■設備維持管理業務(空調設備)				
エアハンドリングユニット	各部点検 イン	2/Y		
吸水式冷温水機	各部点検 イン	2/Y		
■設備維持管理業務(防災設備)				
消火器設備	機器点検	2/Y	消防法	
	総合点検	1/Y	消防法	
自動火災報知設備	機器点検	2/Y	消防法	
	総合点検	1/Y	消防法	
誘導灯設備	機器点検	2/Y	消防法	
	総合点検	1/Y	消防法	
■設備維持管理業務(昇降機設備)				
エレベーター	点検	4/Y		
■設備維持管理業務(建築施設機器)				
自動ドア	総合点検	4/Y		

※単位:回数／(M=1月 Y=1年)

※このほか、建築基準法第12条に基づく法定点検(建築物の敷地・構造は3年に1回、防火設備・昇降機は年1回)を行い、県に報告すること

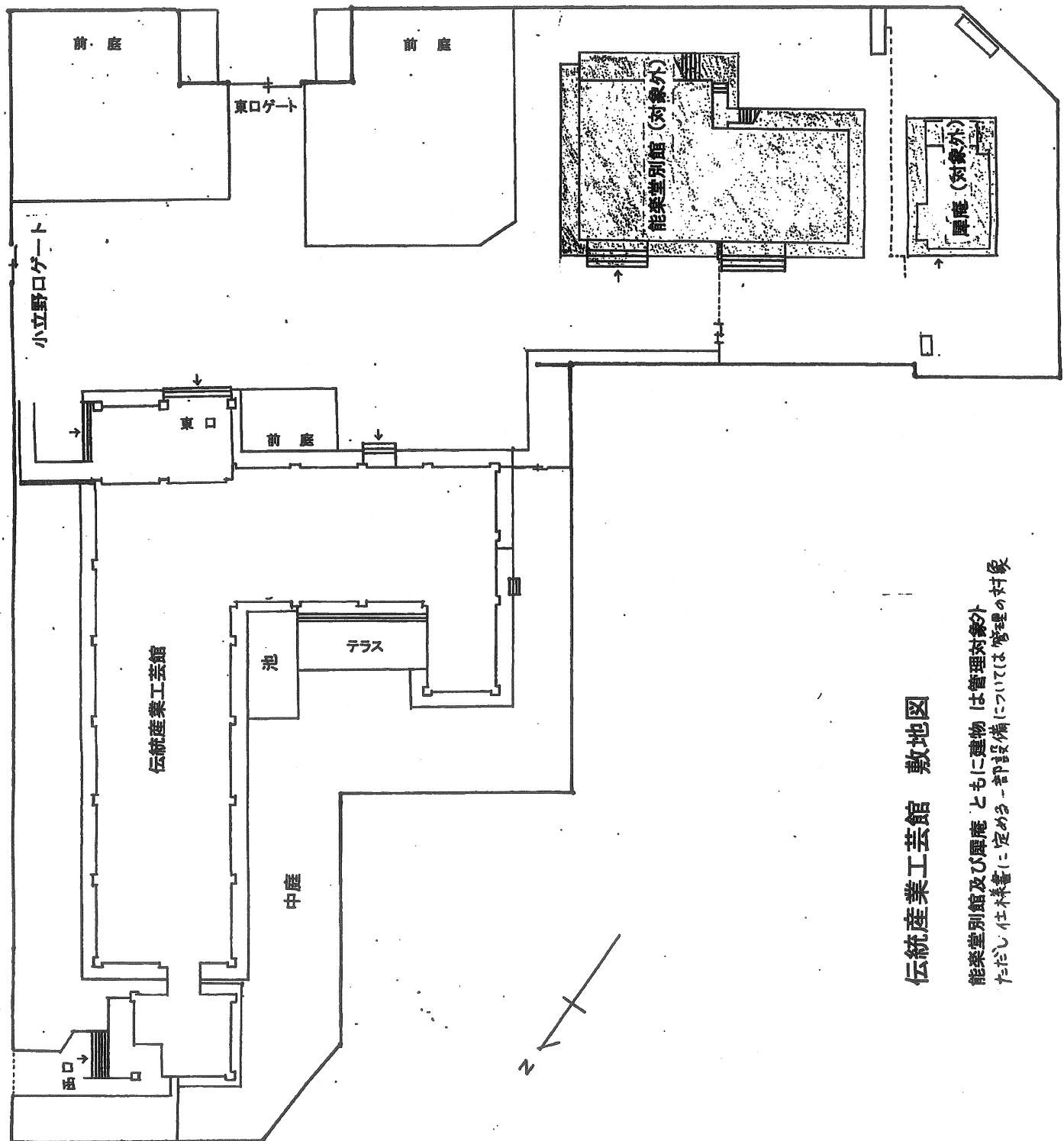
植栽維持管理基準

作業内容	実施回数
樹木剪定刈込み業務	年1回
害虫防除業務	年1回
樹木雪吊業務	年1回

■樹木剪定刈込み業務			
名 称	品 種	単位	数 量
高木軽剪定	常緑 C=30~59cm未満	本	20
〃	常緑 C=60~89cm未満	〃	10
〃	落葉 C=30~59cm未満	〃	12
〃	落葉 C=90~119cm未満	〃	3
〃	常緑 C=120~149cm	〃	2
玉物刈込み	H=0.45~0.75m未満	株	15
〃	H=0.75~1.2m未満	〃	3
灌木刈込み・機械刈り	H=～1.5m未満	m ²	20
〃	H=1.5~2.5m未満	〃	68
生垣刈込み・機械刈り	H=1.5m以上	m	17
■害虫防除業務 (殺虫剤樹幹打ち込みは3年に1回)			
名 称	品 種	単位	数 量
害虫駆除	人力捕殺	hr	21
殺虫剤樹幹打込み		個	10
■樹木雪吊業務			
名 称	品 種	単位	数 量
りんご吊り(大・丸太)	H=6~9m未満	本	3
〃 (中・真竹)	H=3~5m未満	〃	16
〃 (小・真竹)	H=3m未満	〃	5
幹吊り(大)	H=5m以上	〃	15
〃 (小)	H=5m未満	〃	22
四つ又吊り(大)	H=1.0m以上	組	3
三つ又絞り(大)	H=0.8m以上	〃	41
三つ又吊り(小)	H=0.8m未満	〃	15
大絞り	3箇所、2重巻	本	6
竹ばさみ		m	17

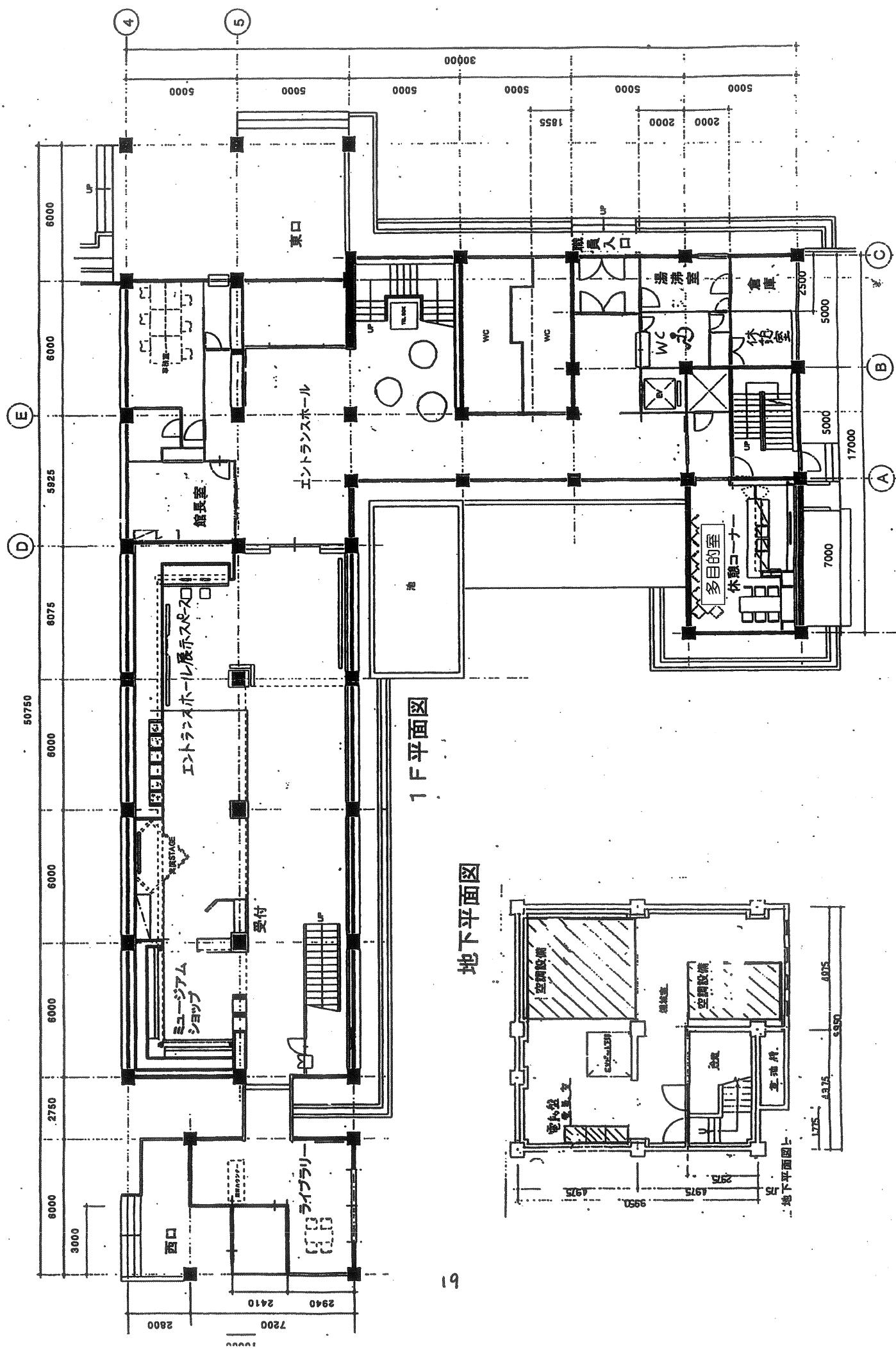
特記事項

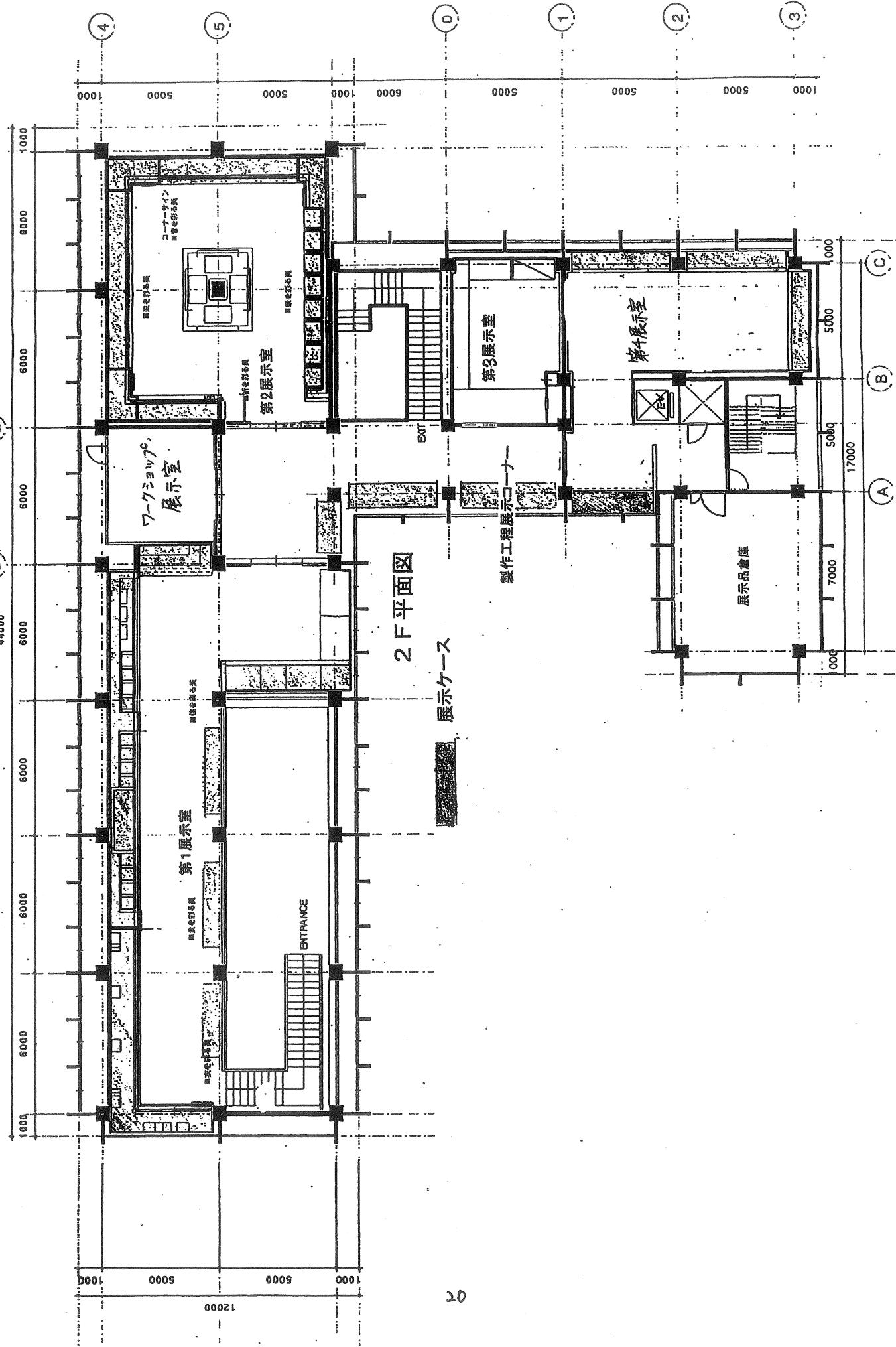
- 1 害虫防除において樹木薬剤散布は当初予定しないので、指定管理者は害虫の発生状況を把握し、害虫の被害が大きくなる恐れが生じた場合はその状況を県に報告し、対策を協議すること。
- 2 園路上に枝葉の落ちる場所で、剪定作業を行う際は、作業中につき頭上注意の看板を掲げ、バリケード・ロープで立入禁止区域を設け、入園者の通行安全に努めること。
- 3 苦地でハシゴを使用するときは、苦を傷つけないようにシートを敷くこと。
- 4 切り落とした枝葉や刈草は、その日のうちに清掃し、すみやかに処理すること。
- 5 各作業の安全管理に十分留意すると共に、現場内の整理、清掃に努め、事故の未然防止を期すること。
- 6 作業実施にあたっては当年の気象、生育状況に応じて臨機に調整を図り実施すること。
- 7 樹木、株物、生垣等を破損しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むこと。
- 8 樹木、株物、生垣等の根元も刈残しのないよう仕上げ、また、それらにからんでいるつる性雑草もきれいに除去すること。
- 9 除草を行うにあたっては、あらかじめ草地内にある石、空き缶等の障害物を取除くこと。



伝統産業工芸館 敷地図

能楽堂別館及び能庵とともに建物は管理対象外
ただし仕作室に定められた設備については管理の対象





石川県伝統産業工芸館 備品一覧表

備品名	規格・構造等	数量	備考
兼六園扁額	重要物品	1	
両袖机	課長及び補佐用	1	
片袖机	職員用	5	
会議机	ホウトクマイター棚付1500×450	2	
会議机	コクヨKT-PS153WB	4	
OA用テーブル	サンワサプライ	1	
打ち合わせ用テーブル	LION JOIFA620 1200×600	1	
カフェテーブル	KAPEX T-05+GS650L900×900×700	3	
カフェテーブル	KAPEX T-05+IO650L1800×900×700	1	
コールドテーブル	フジマックFRT0960C	1	
丸机	テーブルオリバーGT-63 6BMM70	2	
背張いす	ベントチェアオリバーGT-63 6BMM70	10	
折りたたみ椅子	コクヨCF-M VSN	18	
応接椅子	ウチダUB-134ブラウン	7	
応接椅子	ホウトクサルビア2型ブラウン	2	
応接椅子	ホウトク初日(布)安楽イス2、長イス、テーブル、セット	1	
会議椅子	ホウトクサバナ	2	
打ち合わせ用椅子	ナイキE147F-LGR	3	
カフェチェア	KAPEXフリオ4-BW430D410H790	20	
パソコンチェア	サンワ SNC-T102	1	
金庫	イトーキ製77号	1	
雑誌架	書架トヨタTS-CJ-1(上) TS-CJ-2(下)	1	
雑誌架	PA-44515-970	1	
陳列戸棚	木製H1500W1800D900	2	
コインロッカー	オカムラ459153列5段	1	
コインロッカー	アルファコインロッカーNS-3WA 2列3段6扉	1	
スチール製書架	ナイキHTS7	1	
寿棚	W330D330H400	1	
職印	石川県立伝統産業工芸館長印	1	
温水器	床置型電気温水器	1	
車椅子	NISSIN NA-101	2	
SPアラーム機器(監視カメラ)	HVR(監視カメラ)システム一式	1	
ビデオレコーダー	SONY SLV-R360	1	
電話機	電話装置一式	1	
窓口拡声システム	2ウェイトクスルーシステムNORCON製TTU-1A	1	
レジスター	カシオCE-8100	1	
出入者自動計数装置	竹中エンジニアリング自動計数機	1	
傘立て	鍵付30人用ITOPM-30K	1	
傘立て	アンプラーB30鍵付YA-18L-11	1	
傘立て	KO S-32	2	
伝統工芸土名札額	W1000×H1830×D60 10段 国産松材拭漆仕上げ	1	
書籍	輪島塗	1	
書籍	蒔絵松田権六	1	
書籍	人間国宝木村雨山	1	
書籍	日本の金工	1	
書籍	寺井直次作品集	1	
書籍	耀彩 徳田八十吉作品集	1	

令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画

I 令和元年度事業報告

1. 開館状況

年間開館総日数：338日（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

定期休館：20日（4月～11月は第3木曜日、12月～3月は毎週木曜日）

年末年始：4日（12月31日～1月3日）

夜間開館：2日 7月20日土曜日 および11月23日土曜日 夜20:30まで開館

（金沢城・兼六園夜間ライトアップと連携し、工芸ワークショップ実施） *H22年度からの取組み

2. 主要事業の実施概況

（1）常設展示（2階 第1・第2展示室）

① 展示内容：伝統的工芸品36品目（国指定10品目、県指定6品目、未指定20品目）の製品
376点、制作工程品 87点（内パネル32点）、製作道具 13点、原材料 32点、
合計 508点（内パネル 32点）

② 展示替え：加賀友禅の毎週入替えのほか、展示品目により一部入替えを行った。

③ 品目別展示点数

テーマ	品目名	展示点数				備考
		製品	製作工程	製作道具	原材料	
衣	加賀繡	25				一部入替
	能登上布	6				一部入替
	手捺染型彫刻	3		13		
	加賀友禅	7	(パ4)			毎週入替
	牛首紬	11			2	一部入替
食	山中漆器	13	15(パ2)		28	一部入替
	珠洲焼	6				
	大樋焼	11				
	茶の湯釜	1				
	金沢漆器	13	(パ2)			一部入替
	九谷焼	22	5(パ4)			
住	輪島塗	17	27			一部入替
	鶴来打刃物	7				
	竹細工	4				一部入替
	檜細工	6				
	桐工芸	11				一部入替
	加賀象嵌	7				一部入替
	金沢表具	4				
	和紙	44				一部入替

	金沢箔	22	(パ8)			一部入替
テーマ	品目名	展示点数				備考
		製品	製作工程	製作道具	原材料	
祈	金沢仏壇	1				
	七尾仏壇	1				
	美川仏壇	1				
	七尾和ろうそく	57			2	
遊	加賀水引細工	6				
	郷土玩具	16				
	加賀毛針	11	(パ7)			一部入替
	加賀竿	4	(パ4)			
	金沢和傘	3				
音	琴	4				
	三弦	4				
	銅鑼	1				
	太鼓	3	(パ1)			
祭	能登花火	6	8			
	加賀獅子頭	14				価格改定
	加賀提灯	4				
合計		376	55(パ32)	13	32	

(2) 企画展示 (1F 展示スペース、2F 第3・第4展示室)

- ① 開催回数：13回（平成31年4月1日-令和2年3月31日）
- ② 企画展の詳細は事業報告末の資料編を参照

なお、平成30年12月15日より第3展示室において金沢箔を用いた「黄金の庵」(石川県建具組合制作)を継続展示。

(3) 工芸館主催プログラム

- ① プログラム：コンサート、ワークショップ
- ② 企画展に際しては、ワークショップ等の体験型プログラムを会期中に原則1回行うものとした。
- ③ イベント詳細については事業計画書(案)末の資料編参照

(4) 伝統工芸士による製作実演・体験 (1階体験ステージ又は東口玄関ロビー)

- ① 実施回数：110回実施 / 実演・体験の伝統工芸士等 78人
- ② 実施時期：年間を通じて土・日曜日、祝日に実施。時間帯は、10:00-12:00 / 13:00-15:00
- ③ 実施業種：21業種

③ 実施日及び実演者

種名	回数	実施月日	実演者
九谷焼	8	4月6・7日、9月7・8日、 12月14・15日、2月8・9日、	宮本直樹、澤田郁美、河内範子、大兼政道子、 斎藤優紀子、平野由佳、井出幸子、伴征二
山中漆器	8	4月13・14日、7月20・21日、 12月7・8日、3月14・15日	田中修、石川進、井尻美年子、寺西光弘、向出昭一
輪島塗	4	10月12・13日、3月7・8日	北濱幸作、山崎達司
金沢漆器	6	6月1・2日、11月9・10日、 2月15・16日	大下升盛、黒田一喜、村田百川、清瀬明人、 高田光彦、横山一榮
金沢箔	11	5月3～5日、8月10～12日、 9月21～23日、11月23・24日、 ※3月20～22日感染症対策中止	大浦幸夫、山根勉、谷村孝一、熱野義和、池田錦彦、 榎原昭雄、高橋幸一、今西一博、越野明、熱野嘉和、 藤田明彦、熱野真一、小林和夫、田中とし子、 太田一正、山崎茂、津田朝喜、田中年雪
加賀友禅	9	4月27～29日、7月13～15日、 1月4・5日、1月11日	池田裕、山田武志、中出学、茶谷孝志、牧野賢三、 松本基之、北村和彦、濱田泰史、武部徹
加賀繡	6	6月29・30日、10月26・27日、 1月25・26日	森本悦子、穴田節代、川原恵理、宮越仁美
牛首紬	4	4月20・21日、8月17・18日	米村しのぶ
金沢仏壇	6	8月3・4日、11月16・17日、 2月22・23日	出井由美子、杉林孝幸
七尾仏壇	4	5月18・19日、 8月31日、9月1日	米村正勝、辻口強、布辰巳、宮本忠昭
和紙	10	5月11・12日、7月27・28日、 9月14・15日、11月2・3日、 3月28・29日	加藤瞳、斎藤博、遠見和之
珠洲焼	4	8月24・25日、10月19・20日	小西栄一、木澤孝則
加賀毛針	6	6月22・23日、 11月30日、12月1日、 1月18・19日	野村文子、目細由佳、
加賀獅子頭	5	6月8・9日、11月4日、 12月21・22日	南勝幸
加賀象嵌	4	7月6・7日、2月1・2日	山本正博、弓納持正博、松岡静白、金森泰子
郷土玩具	4	6月15・16日、1月12・13日	森村幸二
加賀竿	2	5月25・26日	中村滋
竹細工	4	10月5・6日、2月29日 3月1日	榎本千冬
加賀水引細工	1	9月16日	津田宏
美川仏壇	2	9月29・30日	山本貞子、北川誠
檜細工	2	5月6日、10月14日	香月久代
計	110		

(5) 石川県伝統産業青年会議が実施する体験工房

① 実 施 日:令和元年 9 月 28 日(土)、29 日(日)(2日間)

② 内 容:沈金・蒔絵・箔貼り体験

③ 参 加 者:沈金 19 名、蒔絵 13 名、箔貼り 7 名 計 39 名

※秋のミュージアムウィーク連携イベントとして実施、「進め！出世街道」スタンプラリーの対象とする

(6) 伝統工芸スタンプラリー

① 実施期間： 平成 31 年 4 月 1 日(月)～令和 2 年 3 月 31 日(火)

② 内 容： 兼六園周辺文化の森活性化推進実行委員会「平成 31 年度スタンプラリー 進め！出世街道」の参加施設として実施。

(2回分のスタンプ捺印者に足軽バッヂ進呈)

※通年の工芸体験、水引ばち袋、まゆ細工、組子コースター、動物カスタネット作り体験や「工芸サーカス」の体験、石川県伝統産業青年会議の工芸体験等の参加者の内、小学生や中学生等を対象としてスタンプ押印し参加。本年度より、実演時の工芸士さんにインタビューしメッセージカードを提出した場合もスタンプの押印を可とした。

3. 入場者等の状況

(1) 入場者数 (H31.4.1～R2.3.31 の実績)

① 総 入 館 者： 139,940 人 (対前年同期比 110.03%、12,760 人増)

※ 1 日当り入館者 414.02 人 <338 日開館>(前年:377.4 人)

※ 1 日当り最多入館者 1,546 人 (4 月 28 日/日)

※ 1 日当り最少入館者 89 人 (1 月 7 日・火)

② 有料入館者： 34,580 人(全額減免入館者を含む) (対前年同期比 91.5%、3,234 人減)

※ 1 日当り有料入館者 102.3 人 <338 日開館>(前年:112.2 人)

※ 有料入場者率 24.71% (前年 29.7%)

③ 総 入 館 料： 5,927,350 円 (対前年度比 89.1%)

⑤ 月別入場者数

年 月	開館 日数 (日)	入 館 者		1日当たり入館者	
		総入館者 (人)	有料入館者 (人)	対総数 (%)	総入館者 (人)
31年 4月	29	17,637	3,694	20.9	608.2
R元年 5月	30	19,138	4,027	21.0	637.9
6月	29	9,153	2,194	24.0	315.6
7月	30	9,871	2,489	25.2	329.0
8月	30	15,273	3,621	23.7	509.1
9月	29	11,655	3,668	31.5	401.9
10月	30	13,586	4,361	32.1	452.9
11月	29	15,827	3,996	25.2	545.8
12月	26	8,081	2,028	25.1	310.8
31年 1月	24	6,816	1,578	23.2	284.0
2月	25	6,679	1,738	26.0	267.2
3月	27	6,224	1,186	19.0	230.5
合 計	338	139,940	34,580	24.7	414.0
					102.3

⑥ 全額减免入場者の内訳 (H31.4.1-R2.3.31)

区 分		全額减免入場者(人)	対前年度比
一 般 団 体	大 人	2,844	107.5%
	小 人	1,446	81.8%
	計	4,290	97.2%

※ 大人：18歳以上、 小人：6歳以上 18歳未満

⑦ 外国人の入館者数 (H31.4.1-R2.3.31)

(単位:人)

順位	国名	人数	(参考)H30年度 (H30.4.1-H31.3.31)
1	アメリカ	1,605	1,592
2	オーストラリア	785	803
3	中国	579	465
4	フランス	572	604
5	イギリス	515	539
6	台湾	287	190
7	カナダ	252	202
8	ドイツ	179	329
9	スイス	170	136
10	韓国	157	107
	その他	1,225	1,330
	入場者数計	6,326	6,297
	国数	72	82

⑧ 小・中・高生の学校等団体入場者数 (()内は減免者数をあらわす)

(単位:人)

	小学校		中学校		高等学校		計
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	
4月	0	0	174(168)	40	0	0	214(168)
5月	11(11)	0	105(28)	271	0	0	387(39)
6月	19(16)	0	0	18	0	0	37(16)
7月	26(26)	0	65(61)	0	0	26	117(87)
8月	49(49)	0	0	0	4(4)	0	53(53)
9月	58(58)	0	5(0)	0	0	33	96(58)
10月	158(158)	71	73(58)	56	0	0	358(216)
11月	135(129)	0	2(2)	62	0	0	199(131)
12月	57(57)	0	0	0	0	0	57(57)
1月	41(41)	0	0	0	0	0	41(41)
2月	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0
計	554(545)	71	424(317)	447	4(4)	59	1,559(866)

(参考 H30年度(H31.3.31まで))

計	721(721)	81	320(215)	643	85(46)	83	1,933(982)
---	----------	----	----------	-----	--------	----	------------

⑨ 近隣の主な兼六園周辺文化施設における入場者数の推移

(単位:人)

年 度	伝統産業工芸館				兼六園		県美術館		県歴史博物館	
	入館者	推移	(内訳)		入場者	推移	入場者	推移	入場者	推移
			2階入場者	推移						
H 3	159,997	-	同左	-	3,147,743	-	430,953	-	165,377	-
H 19	81,596	51.0%	25,942	16.2%	1,629,948	51.8%	124,549	28.9%	99,980	60.5%
H 20	87,475	54.7%	24,775	15.5%	1,822,336	57.9%	330,060	76.7%	82,186	49.7%
H 21	75,120	47.0%	23,129	14.5%	1,832,220	58.2%	427,822	99.3%	131,091	79.3%
H 22	91,082	57.0%	37,931	23.7%	1,637,977	52.0%	390,771	90.7%	81,689	49.4%
H 23	84,431	52.8%	35,715	22.3%	1,549,448	49.2%	360,740	83.7%	89,961	54.4%
H 24	90,626	56.6%	36,805	23.0%	1,732,992	55.1%	375,497	87.1%	72,388	43.8%
H 25	103,958	65.0%	40,286	25.2%	1,726,743	54.9%	511,440	118.7%	-	-
H 26	99,111	-	36,029	-	2,037,240	64.7%	409,127	94.9%	-	-
H 27	129,224	80.8%	52,079	32.9%	3,089,219	98.1%	448,456	104.1%	185,206	112.0%
H 28	137,825	86.1%	51,569	32.2%	2,911,655	94.1%	434,451	100.8%	164,597	99.5%
H 29	137,654	86.0%	41,191	25.7%	2,799,636	88.9%	401,888	93.3%	155,586	94.1%
H 30	127,180	79.5%	37,814	23.6%	2,748,174	87.3%	496,493	115.2%	174,753	105.7%
H31/R1	139,940	87.5%	34,580	21.6%	2,638,954	83.8%	366,663	85.1%	151,807	91.8%

※ 推移についてはH3年度の数値を100%として計算。

※ 工芸館改修工事のための休館: 平成26年12月20日-平成27年2月22日

(2)入館料

① 徴収総額: 5,927,350円 (H31.4.1-R2.3.31 対前年度比も H30.4.1-H31.3 時点)

区分		徴収額(円)	対前年度比
一般	大人	5,652,330	90.21%
	小人	153,760	109.62%
	小計	5,806,090	90.63%
団体	大人	110,780	49.86%
	小人	10,480	38.08%
	小計	121,260	48.56%
総計	大人	5,763,110	88.83%
	小人	164,240	97.89%
	計	5,927,350	89.06%

② 他施設との共通利用券販売による収入

共通利用券名	全体売上枚数	工芸館配分単価	工芸館配分額(円)
兼六園・文化施設共通利用券 通称「兼六園+1」利用券 (H31.4.1-R2.3.31)	140,959 うち 個人:137,289 団体:3,670	個人 5円 団体 5円	704,815
金沢・加賀・能登ぐるりんバス (H31.4.1-R2.3.31)	4,376 うち 大人:4,299 小人:77	大人 25円 小人 39円	110,478
計			815,293

4. 普及啓発活動の状況

(1) 伝統工芸関連ビデオ等の利活用

西口ライブラリー： 伝統工芸関連の DVD を下記より適宜選択し上映している。

九谷焼、輪島塗、山中漆器(英語版あり)、金沢漆器、(英語版あり)、加賀友禅、加賀繡、牛首紬、金沢箔、金沢仏壇、能登上布、和紙、加賀毛針、水引細工、人間国宝紹介等のビデオと DVD を揃えている。

東口玄関ホール： 石川の伝統工芸 Vol. I , II (DVD・22 業種)を常時上映している。

(2) 図書・資料等の閲覧

西口ライブラリーにおいて、伝統工芸関連の図書、雑誌、その他資料、約 300 点を閲覧に供す。

(3) 団体入館者へのサービス

予約の段階で説明の希望があった場合には、工芸館の展示品についての説明を行っている。

視察(行政視察、学生・生徒研修等を含む)時には、来館者の要請に応じて県・伝統産業振興室員と共に対応している。

5. 広報活動の状況

(1) 企画展告知印刷物の配布

企画展毎の作成を原則とし、工芸士による実演・一般情報を合わせて掲載。

送付先にアンケートを実施し、枚数の適正化と配布先の見直しを行う。

・仕様： A4 サイズ 両面フルカラー、A3/B4 二つ折り 両面フルカラー/2 色等

・内容： 企画展の案内と 3 カ月分の実演・体験スケジュール

・枚数： 都度 8,000～9,000 枚

配布・送付先	箇所数	配布・送付先	箇所数
兼六園料金所	5	県内主要ギャラリー	36
観光案内施設（県内）	22	石川県博物館協議会加盟館	65
観光案内施設（県外）	5	各産地の伝統工芸士会等	23
県内宿泊施設	115	県内小・中・高校	85
県内公立図書館	6	県内デイサービス	120
県内公立児童館	3	出展者	145
県内公立公民館	62	県庁	1

※企画展内容により作成枚数及び配布先は異なる。

(2) 国立工芸館開館イベント関連事業案内チラシ作製配布

企画展・工芸体験(企画展の体験含む)・イベント日程等の案内チラシを別途作製し、閑散期の来館者増を目指み配布。

・仕様： A5 サイズ印刷物4ページ 両面フルカラー

・枚数： 9,000 枚

(3) ポスターの掲示

企画展ポスターを作成し、東口掲示板、西口掲示板、兼六園内掲示板、兼六園小立野口掲示板、東西入口可動式掲示板2基～6カ所掲示

・仕様： A2 サイズ フルカラー、W 330 x H 470 サイズ フルカラーなど

(4) 立て看板の設置

東西入口に立て看板を設置、都度企画展の案内をしている。

(5) ホームページによる広報

伝統産業工芸館の概要、サイトマップ、展示室の展示内容案内、企画展の案内、伝統的工芸品 36 品目の案内、実演・体験案内、その他のイベント案内を掲載し、随時更新している。

H23 年度からは、一部英語化も実施。

H30 年度より、日本語版については、フェイスブック・インスタグラムの SNS 対応を開始。

(6) 新聞、テレビ、ラジオ等での PR

企画展毎にプレスリリースを作成し、新聞・テレビ・ラジオ・雑誌各社に配布。

① 取り上げてくれた活字メディア： 北國新聞、北陸中日新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、東京新聞、金沢情報、Link、金澤俱楽部、るるぶ、写楽、FAVO、ZOUSS、信濃毎日新聞他

② 取り上げてくれた放送メディア： NHK(テレビ/ラジオ)、テレビ金沢、MRO(テレビ/ラジオ)、北陸朝日放送、金沢ケーブルテレビネット、石川テレビ放送、エフエム石川、えふえむ・エヌ・ワン他

③ インターネット関連： 金沢経済新聞、いしかわ観光特使 HP、金沢市観光協会 HP、金沢アートナビ、いしかわアート、カナザワクラブドットコム、ワノコト、いこーよ、Japan Store、しゃかいか

(7) 工芸館クラブカードの配布

リピーター獲得をねらった「工芸館クラブカード」を作成し、H23 年 4 月より来館者への配布を開始した。

・対象者： 主に県内在住者

・内容： 来館 10 回で、次回来館時の入館料 1 回分が無料

・配布実績： 約 15 枚 (H23 からの総配布枚数は約 1,205 枚)

6. ミュージアムショップの利用状況

(1) 店頭陳列商品

各産地組合より提供いただいた商品及び企画展に合わせた出展者各位の作品を販売している。

(2) 売上げ金額（消費税込み）(H31.4.1-R2.3.31)

総売上金額： 37,499,301 円 （対前年同期比 96.7%）

※ 1 日当たり売上額： 110,945 円 （対前年同期比 96.4%）

※ 1 月当たり売上額： 3,124,942 円 （対前年同期比 96.7%）

(3) 販売手数料（消費税込み）(H31.4.1-R2.3.31)

10,508,603 円 （前年同期比 98.7%）

(内訳)産地別売上げ金額

産地名等	R1 年度(H31.4～R2.3)		(参考)30 年度(H30.4～H31.3)	
	売上年計(円)	商品数年計(個)	売上年計(円)	商品数年計(個)
九谷焼	7,192,187	6,313	8,812,502	7,962
輪島塗	2,643,241	1,356	2,958,564	1,535
山中漆器	1,700,962	353	2,149,024	385
金沢箔	3,546,194	2,795	2,767,041	2,314
金沢漆器	190,848	10	0	0
加賀友禅	1,873,126	1,096	1,284,216	766
牛首紬	1,581,954	736	1,197,620	671
加賀織	658,210	214	885,328	239
珠洲焼	817,270	390	1,344,084	558
七尾ろうそく	1,661,231	1,636	1,555,254	1,444
能登上布	963,578	123	1,173,636	185
加賀毛針	1,115,300	707	744,518	366
加賀獅子頭	678,008	256	730,360	468
和太鼓	525,713	634	354,486	464
和紙	557,729	620	496,844	494
桐工芸	674,254	255	377,040	180
和傘	297,092	66	233,900	42
郷土玩具	198,595	127	139,974	116
水引細工	2,030,818	1,725	1,806,410	1,833
加賀竿	0	0	30,000	1
企画展関連商品	8,451,683	3,377	9,621,344	4,333
書籍	141,308	79	134,810	80
計	37,499,301	22,868	38,796,955	24,436

(4) 売上げ金額ベスト5商品

- | | |
|----------------|------------------|
| 1位 豆皿（朝日電機） | 4位 塗箸（輪島塗） |
| 2位 和ろうそく（高澤商店） | 5位 ブックカバー((株)谷口) |
| 3位 スカーフ（天池合纏） | |

(5) 商品の斡旋

店頭陳列以外の商品(展示品等)について、お客様の購入希望等に応じて、産地組合、製作者等を紹介。

7. 多目的室(旧称:セルフカフェ)の利用状況

喫茶店の営業と勘違いする来館者もいるため「多目的室」と名称を改め休憩スペースとしての利用の他、以下の用途で利用している。

- ①ワークショップ会場:グループの工芸体験用
- ②セミナールーム:視察団体等の講義室として

8. 広報活動の具体的な取り組み

以下の方法により、工芸館及びそのプログラムの紹介を行った。

- ① 工芸館ホームページ:企画展、実演・体験、イベント等の情報を掲載
- ② フライヤー等配布(実演・体験案内と企画展)
配布先は、兼六園、近隣の文化施設、観光案内施設、タウン情報誌、金沢市内の各ホテル、旅行会社など
- ③ フリーペーパー・タウン誌への情報提供
旅行雑誌、ガイドブックへの情報提供
- ④ 新聞・放送媒体への取材依頼発送
テレビ、新聞等に取材依頼を行い、効果的な情報発信に努める。又、雑誌、新聞等からの記事掲載申し出については、積極的にこれに応じる。
- ⑤ 金沢市内を中心[new]に新設される宿泊施設出向き、企画展のフライヤーやチラシをお持ちし、当館への誘客をお願いしている。

II 令和2年度事業計画

1. いしかわ生活工芸ミュージアムのプログラムに関する具体的な取り組み

(1) 常設展

常設展については、各産地と相談の上、入れ替えが望ましい物については、隨時入れ替えを行っていく。

(2) 企画展

企画展が来館・再来館を促すきっかけとなるよう、内容を魅力あるものに充実させる。特に、伝統工芸の技が現代生活の中で使われる品々に生かされているような意欲的な商品・作品、その職人・作家等を中心に紹介していく。更には、従来の伝統工芸のジャンルにこだわらず、手仕事によるものづくりを進める個人・事業者を取り上げ、伝統工芸の「今」を幅広く紹介し、制作者サイドへのサポートも考慮し企画展を実施していきたい。

※企画展一覧表案参考

(3) 実演・体験

令和2年度も引き続き、伝統工芸士等の方々による実演・体験を依頼する。また、伝統産業青年会議主催の体験教室についても、令和元年度と同様、年1回(2~3日間)を行う。

※伝統工芸士等による実演・体験日程案参考

(4) ワークショップ、コンサート、セミナー、ギャラリートーク等のプログラム

令和元年度に引き続き、様々な参加型プログラムを実施する。また、企画展にあわせてワークショップ、ギャラリートークやセミナーなどを実施する。

あわせて、コンサートについても、引き続きボランティアとして工芸館で演奏して頂ける方々に依頼する。

(5) ミュージアムショップについて

令和元年度に引き続き、ショップの商品については、「ターゲットを明確にした商品」、「伝統 X 新しさ」を具現している商品、「使える工芸品」を中心に商品選定を行う。企画展の出展者の作品を会期中に展示販売するなど、年ごとに増加しているショップのリピーター やショップだけに足を運んでくれる来館者に対しても、満足してもらえるライアップの実現を目指す。

(6) ライブラリーについて

従来通り西口に設置し、蔵書の他にも工芸・クラフトの雑誌や観光情報誌等を自由に閲覧いただぐ形で、来館者にゆっくりくつろいでもらえるスペースづくりを心掛ける。

2. 広報活動の具体的な取り組み

工芸館の活動を広く人々に知ってもらい、多くの来館者を獲得する為に、以下のような広報活動を行う。

① ホームページ

企画展、実演・体験、イベント等の情報を発信し英語対応も拡充する。

② 県の広報紙「ほっと石川」やラジオ・テレビ枠による情報提供

③ フライヤー・チラシ配布（企画展チラシや実演・体験案内）

配布先は、兼六園(H29年度より従来の小立野口、桂坂口に加え、隨身坂口、真弓坂口、蓮池門口の5ヶ所に設置)、近隣の文化施設、観光案内施設、タウン情報誌、金沢市内の各ホテル、旅行会社など

④ フリーぺーパー・タウン誌への情報提供

⑤ 旅行雑誌、ガイドブックへの情報提供

⑥ 取材依頼

テレビ、新聞等に取材依頼を行い、効果的な情報発信に努める。また、雑誌、新聞等からの情報掲載依頼については、積極的にこれに応じる。

⑦ 全国的な会員組織等の提携施設として認知度アップにつとめる。

※JR西日本・ぐるりんバス、JAF会員

⑧ H30年度より開始したフェイスブック、インスタグラム等による発信を継続。

平成31(R1)年度 企画展一覧表

	会期	日数	タイトル	内容	展示	見学者数	1日平均
1	3/30(土) ~ 5/20(月)	50	はるいろ2	「春の色」をテーマに若手作家からベテラン作家を中心に 幅広い業種の商品を展示・販売。	1F	31,907	638
2	3/30(土) ~ 5/20(月)	50	木目展	木目を生かした工芸品の展示・販売。	2F	6,489	130
3	5/24(金) ~ 7/16(火)	53	夏のかほり展	夏らしいすずしげな工芸品の展示・販売	1F	17,105	323
4	5/24(金) ~ 7/16(火)	53	GOLD	鏡面仕上げのキンキラの金、今流行のマットな金、金箔だついろいろある。金箔の新商品等の展示・販売。	2F	4,302	81
5	7/19(金) ~ 8/26(月)	38	工芸サークル -Kogeis Circus-	テーマはサークル×工芸。アクロバティックな工芸展示。会場に広がる大きなテント。火くぐりをするライオン、、ではなく職人さん？！まるでサークルに来たかのような、ドキドキ・スリリング感を味わいながら工芸体験も楽しめる。	1F	18,571	489
6	7/19(金) ~ 8/26(月)	38	3時のおやつ ～ちょっと一休憩していきませんか？～ It's snack time!!	工芸品を使っておやつを楽しむ。器などの展示・販売・体験。	2F	4,221	111
7	8/30(金) ~ 10/15(火)	46	デザインセンター きもちと かたちFeelings and form	「石川県デザインセンター選定商品」。「いしかわの伝統と新しい感性」というコンセプトのもとに、新しい生活を提案する魅力的な作品を集め展示・販売。	1F	18,150	395
8	8/30(金) ~ 10/15(火)	46	ほっこりニャンコ展- autumn-	好評だったネコ好きに送るネコをモチーフにした工芸品の展示・販売。	2F	5,876	128
9	10/18(金) ~ 12/9(月)	51	チクチク展	お裁縫道具に焦点を当てて、かわいい商品をセレクトします。	1F	25,932	508
10	10/18(金) ~ 12/9(月)	51	国際ガラス展 -The International Exhibition of Glass-	デザインセンターによる世界各地から集まったガラス作品の展示。	2F	6,927	136
11	12/13(金) ~ 3/23(月)	84	二頭の蚕が紡ぐ山の文化 牛首絹	牛首絹ができるまでの制作行程から道具・材料などすべてをご紹介。商品の展示・販売。	1F 2F	23,377	278
12	3/27(金) ~ 5/18(月)	15	はる色に染まる いしかわ生活工芸ミュージアム Springlike	「春の色」をテーマに若手作家からベテラン作家を中心に 幅広い業種の商品を展示・販売。	1F	2,428	162
13	3/27(金) ~ 5/18(月)	15	工芸カルテット	石川の伝統的工芸品である和楽器琴、三味線、太鼓、銅鑼のご紹介	2F	295	20

※No.12,13:新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月11日より会期終了まで休館

令和元年度 石川県立伝統産業工芸館主催イベント一覧

カテゴリー	日時	タイトル	内容	演奏者・講師
コンサート	4月6日	「春のかほり 古都のしらべ」	箏・生演奏会	箏仲良しグループ O・K・R
	4月28日	浅野太鼓グループ演奏会	和太鼓の生ライヴ	隼
	7月23日	浅野太鼓グループ演奏会	和太鼓の生ライヴ	隼
	8月4日	浅野太鼓ジュニア教室演奏会	和太鼓の生ライヴ	一財)浅野太鼓文化研究所 空海
企画展	4月6日	手描き加賀友禅ピアス制作体験	加賀友禅の技法でピアスに絵付け	毎田染画工芸
運動型	7月13日	金箔レースやプラチナレースを組み合わせてアクセサリー作り	金沢箔のアクセサリー作り	木和田里美
	7月20日	光るほたるの水引プレスレットつくり	螢光ビーズを水引でつないだプレスレット作り<金沢城・兼六園四季物語連携>	スザン・マリー
工芸体験	7月19日～	工芸サーラス	九谷五彩でお茶碗に絵付け	西由紀夫
	8月26日	工芸サーラス	陶印サーラス(陶印つくり)	岩崎晴彦
		工芸サーラス	九谷ピースでオリジナルグッズ作り	河合孝知
		工芸サーラス	九谷ネイル	有生礼子
		工芸サーラス	螺鈿技法でキラキラアクセサリー作り	山岸紗綾
		工芸サーラス	蒔絵で小皿作り	藤枝政和
		工芸サーラス	輪島沈金体験	水尻清甫
		工芸サーラス	牛首紬織機でコースター作り	西山幹人
		工芸サーラス	藍の絞り染めでハンカチ作り	草木染工房 藍楽布
		工芸サーラス	手描友禅染体験	協組)加賀染振興協会
		工芸サーラス	ちぐちく、わくわく加賀繡キーホルダー作り	加賀繡工房 椿
		工芸サーラス	加賀繡でアップリケ作り	宮越仁美 繡工房
		工芸サーラス	加賀手毬のチャーム作り	小出孝子
		工芸サーラス	ひのき細工でライオン・ゾウ作り	香月久代
		工芸サーラス	竹と和紙でうちわ作り	本江和直斎
		工芸サーラス	錫で作るアニマルコースターとお皿	河野太郎
		工芸サーラス	象嵌技法で作るキーホルダー	笠松加葉
		工芸サーラス	加賀象嵌アニマルサーラスアクセサリー作り	公財)宋桂会
		工芸サーラス	動物型で紙漉き	遠見和之
その他		工芸サーラス	本格的な太鼓＆ミニ太鼓作り	(株)浅野太鼓楽器店
		工芸サーラス	獅子頭絵付け	南和幸
		工芸サーラス	水引ボックス作り	津田水引折型
		工芸サーラス	マシュマロ粘土でサーラスの動物作り	HUG mitten WORKS
	9月1日	猫ポーチをつくろう	型染めでポーチを染める	宮嶋千恵
	9月8日	轆轤成形で器をつくろう	電動ろくろ体験	平井悠一
	10月19日 11月9日	加賀ゆびぬき制作	3色の糸で青海波もようゆびぬき作り	加賀ゆびぬきの会
	10月26日	手描き漆のアクセサリー制作	プローチ、髪留め、帯留めなどに蒔絵	URUSHI ひとしづく
	11月23日	光る紅葉のコースター作り	能登ヒバ、金箔、和紙を使ったコースター作り<金沢城・兼六園四季物語連携>	春勢
	11月24日	竹工芸の技術で茶杓作り	茶道の茶杓を制作 <国立工芸館開館プレイベント>	本江和直斎
	12月14日 12月15日 2月1日、2日	牛首紬の織機でコースター作り	実物の織機でコースター作り	西山華代、西山幹人

令和2年度 企画展 予定一覧表(案)

順位	会期	日数	タイトル	内容	展示場
1	3/27(金) ~ 5/18(月)	52	Springlike -はる色に染まる いしかわ生活工芸ミュージアム-	新たなスタートと春の華やぎを感じてもらいたいと、若手作家を中心に行「はる色」の作品を幅広い業種で展示・販売します。	1F
2	3/27(金) ~ 5/18(月)	52	工芸カルテット	石川県の伝統的工芸品の中でも稀少部門に入る楽器4種(琴、三弦、太鼓、銅鑼)の成り立ちを分かり易くご紹介します。	2F
3	4/1(水) ~ 8/24(月)	88	いしかわ生活工芸ミュージアム 通称決定記念 特別企画展 一新聞で振り返るー「石川県立伝統産業工芸館の36年」	年表や開館当初からの新聞記事、過去の企画展で使用した工芸品の展示などを通じて、伝統産業工芸館の歴史を振り返ります。	2F
4	5/22(金) (6/1(月)) ~ 7/13(月)	52	きもちとかたち	(公財)石川県デザインセンターが選定した「令和元年度石川県デザインセンター選定商品」の展示。「いしかわの伝統と新しい感性」というコンセプトのもとに新しい生活を提案する魅力的な各種商品を展示・販売する。	1F
5	5/22(金) (6/1(月)) ~ 7/13(月)	52	能登がやってきた!	能登一円のメジャーな伝統的工芸品から、これまで紹介してこなかった隠れた工芸品の成り立ちを紹介して、元気な「工芸能登」の作品を展示・販売します。	2F
6	7/17(金) ~ 8/24(月)	38	工芸スタジアム	テーマはオリンピック×工芸。世界各国の国旗やスポーツ競技をイメージした会場設営で東京オリンピックの臨場感を味わいます。動物がスポーツをする様や世界の国々の特徴を切り取った工芸品で、競技場に来たかのような、ドキドキ・スリリング感を味わいながら工芸体験も楽しめます。	2F
7	7/17(金) ~ 8/24(月)	38	世界に広がる工芸の輪	日本の伝統工芸に愛着を持って制作に携わる外国の方々の作品を紹介します。	2F
8	8/28(金) ~ 10/12(月)	45	和紙コレクション展 FUKUI ISHIKAWA TOYAMA	福井、富山を含めて北陸3県の和紙を紹介します。	1F 2F
9	10/16(金) ~ 12/7(月)	51	北陸の漆	北陸を中心に漆産地の新商品を紹介します。	1F
10	10/16(金) ~ 12/7(月)	51	世界の漆 (国際漆展・石川コレクション展)	今までの国際漆展・石川に出品された漆のコレクション展。	2F
11	12/11(金) ~ 1/25(月)	37	いしかわの工芸研修所展	石川県の工芸研修所の所蔵作品や卒業生の作品展示です。	1F
12	1/29(金) ~ 3/22(月)	31	冬の華	雪をイメージする清冽で可憐な作品と、ぬくぬくとした温かみのある作品の両方を冬の贈り物として展示・販売します。	1F
13	12/11(金) ~ 3/22(月)	86	ニヤンニヤンねこ展	ねこをモチーフにした工芸品の展示・販売です。	2F

2020(R2)年度 石川県立伝統産業工芸館【実演・体験】年間スケジュール
いしかわ生活工芸ミュージアム

月	日	曜日	実演内容		月	日	曜日	実演内容					
4	4	土	九谷焼	休館	10	3	土	牛首紬					
	5	日	九谷焼			4	日	牛首紬					
	11	土	山中漆器			10	土	輪島塗					
	12	日	山中漆器			11	日	輪島塗					
	18	土	牛首紬			17	土	珠洲焼					
	19	日	牛首紬			18	日	珠洲焼					
	25	土	金沢仏壇			24	土	加賀繡					
	26	日	金沢仏壇			25	日	加賀繡					
	5	2	土			31	土	山中漆器					
		3	日 祝			1	日	山中漆器					
		4	月 祝			7	土	和紙 川北					
		5	火 祝			8	日	和紙 川北					
		6	水 祝			14	土	加賀象嵌					
		9	土			15	日	加賀象嵌					
		10	日			21	土	金沢箔					
		16	土			22	日	金沢箔					
		17	日			23	月 祝	金沢箔					
		23	土			28	土	七尾ろうそく					
		24	日			29	日	加賀友禅					
		30	土			12	土	加賀毛針					
		31	日			6	日	加賀毛針					
6	6	土	加賀獅子頭			12	土	檜細工					
	7	日	加賀獅子頭			13	日	檜細工					
	13	土	加賀友禅			19	土	九谷焼					
	14	日	美川仏壇			20	日	九谷焼					
	20	土	加賀竿			26	土	金沢漆器					
	21	日	加賀竿			27	日	金沢漆器					
	27	土	七尾仏壇			1	9	土 加賀友禅					
	28	日	七尾仏壇			10	日	加賀友禅					
7	4	土	竹細工			11	月 祝	加賀友禅					
	5	日	竹細工			16	土	郷土玩具					
	11	土	加賀友禅			17	日	郷土玩具					
	12	日	加賀友禅			23	土	加賀繡					
	18	土	山中漆器			24	日	加賀繡					
	19	日	山中漆器			30	土	加賀毛針					
	23	木 祝	加賀繡			31	日	加賀毛針					
	24	金 祝	加賀繡			2	6	土 加賀獅子頭					
	25	土	和紙 二俣			7	日	加賀獅子頭					
	26	日	和紙 二俣			13	土	九谷焼					
8	1	土	金沢仏壇			14	日	九谷焼					
	2	日	金沢仏壇			20	土	金沢漆器					
	8	土	金沢箔			21	日	金沢漆器					
	9	日	金沢箔			27	土	金沢仏壇					
	10	月 祝	金沢箔			28	日	金沢仏壇					
	15	土	加賀象嵌			3	6	土 竹細工					
	16	日	加賀象嵌			7	日	竹細工					
	22	土	珠洲焼			13	土	輪島塗					
	23	日	珠洲焼			14	日	輪島塗					
	29	土	七尾仏壇			20	土 祝	山中漆器					
9	30	日	七尾仏壇			21	日	山中漆器					
	5	土	加賀水引細工			27	土	和紙 仁行					
	6	日	加賀水引細工			28	日	和紙 仁行					
	12	土	和紙 仁行		…体験有り								
	13	日	和紙 仁行										
	19	土	金沢表具										
	20	日	太鼓										
	21	月 祝	九谷焼										
	22	火 祝	九谷焼										
	26	土	美川仏壇										
	27	日	美川仏壇										